

審 議 会 会 議 録

会議名称	平成27年度第1回伊達市情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	審議事項 (1) 会長の選出 (2) 副会長の選出 報告事項 (1) 平成26年度の情報公開等制度運用状況について ① 伊達市情報公開制度の運用状況について ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について (2) 平成26年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について (3) その他 情報提供 (1) マイナンバー制度について ① 制度の概要について ② 条例の改正について		
開催日時	平成27年10月14日（水） 14時00分～15時10分		
場 所	伊達市役所本庁舎 2階会議室B		
出席者	出席委員 5名、事務局（総務部）4名、説明員（市民部）1名		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	2名
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	

【会議の概要】

1 開 会（司会：職員法制課長）

2 あいさつ（事務局：総務部長）

- ① 委嘱状机上交付
- ② 委員自己紹介
- ③ 会議成立の報告

3 審議事項

(1) 会長の選出

(2) 副会長の選出

- － 委員の互選により、それぞれ前任者である渡邊委員を会長に、鈴木委員を副会長に選出した。
- － 以降、会長による議事進行

4 報告事項

(1) 平成26年度の情報公開等制度運用状況について

- ① 伊達市情報公開制度の運用状況について
- ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

－ 事務局より説明

【質疑・意見交換】

[委員] 今回の情報公開請求が指定管理に関する事なので確認したいが、NPO法人は、NPO法により事業報告書などを事務所に備え置かなければならないとあるが、市の指定管理を受けているNPO法人は大丈夫か。

[事務局] 担当部署に確認する。

(2) 平成26年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について

－ 事務局より説明

【質疑・意見交換】

なし

(3) その他

なし

5 情報提供

(1) マイナンバー制度について

- ① 制度の概要について

－ 説明員より説明

【質疑・意見交換】

[委員] 資料2ページの「10 個人番号カードの暗証番号」について、4種類の暗証番号全てつけなければならないのか。

[説明員] 個人番号カードを作る際に、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書については、希望しないことを選択できる。

[委員] 個人番号カードが無ければ、消費税の還付が受けられないのか。

[説明員] まだ国からの通知がないのでわからない。

[委員] 写真が添付されている個人番号カードは証明用となるとのことだが、大人用は有効期限が10年間。容姿が変わっている可能性があるが大丈夫なのか。

[説明員] 10年の有効期限は、総務省令により規定されている。また、最近、カードを交付する際には、Webカメラによる本人認証の義務付けが必要であるとの国からの通知があったところである。

[委員] 制度を理解するのは、難しい。特に一人暮らしの高齢者などは、理解に時間がかかるのでは。周知するのも大変かと思われる。

[委員] 暗証番号が増えると、覚えるのが大変になる。

[委員] 人を雇っている会社は、セキュリティを特に管理しなければならないので、投資などが必要になる。法律で罰則もあり、最低限の管理はしなければならない。

[委 員] 市民は、何がわからないのかもわからない状況ではないか。このような状況で市民への周知は、大変かと思うが、大切なこと。

[委 員] 地域によっては、自治会の高齢化率が45%以上のところがある。高齢者への説明も、どのようにすべきかよく検討しなければならない。

[委 員] いずれにしても、市役所には、徹底した説明をお願いしたい。

[事務局] 積極的に広報する予定。実際にマイナンバーを使う際にもご相談してほしい。

② 条例の改正について

－ 事務局より説明

【質疑・意見交換】

なし

6 閉 会

伊達市情報公開・個人情報保護審査会

日 時 平成27年10月14日(水)午後2時～
会 場 市役所本庁舎2階会議室B

1 開 会

2 あいさつ（総務部長）

3 審議事項

(1) 会長の選出

(2) 副会長の選出

4 報告事項

(1) 平成26年度の情報公開等制度運用状況について

①伊達市情報公開制度の運用状況について

②伊達市個人情報保護制度の運用状況について

(2) 平成26年度の総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について

(3) その他

5 情報提供

(1) マイナンバー制度について

①制度の概要について

②条例の改正について

6 閉 会

1 情報公開等制度の運用状況報告

① 伊達市情報公開制度の運用状況について

(1) 年度別開示状況（平成22年度～平成26年度）

（単位：件）

区分 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
全部開示	8	3	1	4	1	17
一部開示	0	2	1	0	1	4
不 存 在	0	0	0	0	0	0
計	8	5	2	4	2	21

(2) 平成26年度開示状況

請求件名	請求／決定年月日	決定内容	請求者
伊達市総合体育館温水プール及びトレーニング室指定管理業務基本協定（一部）	請求 H26. 9. 18 決定 H26. 9. 18	全部開示	市民
非木造家屋評価調書及び基準年別評価額算定表	請求 H26. 10. 23 決定 H26. 10. 24	一部開示	道外住民

参考（平成12年度～平成26年度、15年間情報公開件数）

（単位：件）

区分 \ 年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
全部開示	2	3	4	1	1	4	10	5	8	5	8	3	1	4	1	60
一部開示	0	0	1	2	4	0	3	0	0	0	0	2	1	0	1	14
不 存 在	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	3	3	6	3	5	4	13	5	8	5	8	5	2	4	2	76

② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

伊達市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求件数は、平成25年度、平成24年度、平成23年度、平成19年度及び平成14年度にそれぞれ1件あり、これらに係る不服申立てを含め、訂正請求等はありませんでした。

平成26年度の個人情報開示請求は、ありませんでした。

2 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況報告

総合公園だて歴史の杜の防犯カメラについて、平成26年度の伊達市情報公開・個人情報保護審査会において、設置により個人情報を本人以外から収集することについて、適当との答申をいただいたところですが、「当該個人情報の利用、提供等の状況を、毎年当審査会に報告すること」との附帯意見に基づき、次のとおり報告します。

なお、今回の報告は、運用を開始した平成26年12月1日から年度末である平成27年3月31日までの期間を対象としています。

(1) 画像等の利用状況

該当ありませんでした。

(2) 画像等の提供状況

提供年月日	提供先	利用目的	根拠条文※	提供方法、画像等
平成27年3月6日	伊達警察署	犯罪捜査のため	要綱第6条 第1号	平成27年3月6日午後1時～ 5時の映像データを提供。

※「要綱」とは、「総合公園だて歴史の杜防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」のことをいう

要綱第6条第1号：公園及び地域の安全を脅かすような事態が生じた場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提供を求められたとき。

伊達市情報公開・個人情報保護審査会

情報提供「マイナンバー制度について」
説明資料

平成27年10月14日

①マイナンバー制度について

1 マイナンバー（個人番号）とは

マイナンバーとは、住民票を有する全ての方に、1人1つ（12桁）の番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度です。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

2 マイナンバーの活用

国民の利便性の向上として、行政手続における添付書類の削減などの簡素化や、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。行政の効率化として、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間と労力の削減、複数の業務間の連携が進み、作業の重複など無駄が削減されます。

3 今後の予定

番号法のうち個人番号の指定・通知等に関する規定、特定個人情報の取扱い等に関する規定が平成27年10月5日に施行された後、各人のマイナンバーを記載した「通知カード」等が住民登録している住所に、世帯ごとに簡易書留（世帯主宛）で送付されます。

郵便局に転送届を出していても転送されず、住民登録地に届きます。そのため、ドメスティックバイオレンス等や、医療機関・施設等への長期入院・入所により住民登録地以外に居住している方について、実際にお住まいの場所にお届けするよう、9月25日まで「通知カードの送付先に係る居住情報登録申請」を受け付けております。また、平成28年1月以降、本人の申請により「個人番号カード」の交付が無料で受けることができます。

4 送付物の内容

通知カード（世帯人数分）

個人番号カード交付申請書（世帯人数分）

ご案内（1通につき1部）

個人番号カード交付申請書の送付用封筒（1通につき1部）

5 通知カードとは

通知カードは紙製のカードで、住民に個人番号をお知らせするものです。券面には住民票に記載されている住所、氏名、生年月日、性別とマイナンバー（個人番号）が記載されており、有効期限はありません。通知カードの発行者は市区町村長ですが、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が全国の市区町村長から委任を受けて実施します。

6 通知カードの用途

行政機関の窓口等でマイナンバー（個人番号）を求められた際に利用可能です。ただし、本人確認を行うために運転免許証等の書類の提示が必要です。

7 個人番号カード

番号法のうち個人番号の利用に関する規定、個人番号カードの交付に関する規定が平成28年1月1日に施行され、個人番号カードの交付が開始されます。

個人番号カードはプラスチック製のICチップ付カードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真、裏面に個人番号が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-tax等の電子証明を利用した電子申請等に利用できます。

8 個人番号カードの申請

通知カードと一体になった申請書が送付されます。通知カードと下部を切り離し、パスポート申請時と同サイズの写真（※下記で説明）を貼り、必要事項を記入し送付用封筒に入れ郵送します。

通知カードを受領後、住所変更している場合は上記申請書による申請はできないので、市から新たな申請書をもらった上申請することになります。15歳未満、成年被後見人は法定代理人が申請します。また、スマートフォン等で写真を撮り申請書のQRコードを読み込むWEB申請もできます。

[※使用する写真→6ヶ月以内に撮影したもの、正面向き、無帽、無背景、目元・輪郭が隠れていないもの。写真サイズは縦45mm横35mm、顔の寸法は頭頂（髪を含む）から顎までで34mm±2mm。カラーでも白黒でも可。]

9 個人番号カードの交付

平成28年1月以降、市から送られる交付通知書をご持参の上、市の窓口で本人確認書類を提示し暗証番号を登録し、交付を受けることとなります。障がいなどによりご本人が出向くことが難しい場合は、ご本人が指定する方が代わりに交付を受けることができます。また、個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを市に返納しなければなりません。住民基本台帳カードも同様です。

[住民基本台帳カード、個人番号カード、通知カードの差異については別紙1で説明]

10 個人番号カードの暗証番号

交付時に、①署名用電子証明書には6桁から16桁の英数字（数字だけ英字だけでもよい）②利用者証明用電子証明書、③住民基本台帳用、④券面事項入力補助用には4桁の数字を登録する必要があります。なお、②～④までは同番号でかまいません。

[詳細別紙2を参照]

11 個人番号カードの有効期限

20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し5年としています。

署名用電子証明書（実印に相当するため15歳未満には発行しない。）と利用者証明用電子証明書は5年です。

12 個人番号カードの記載内容に変更があったとき

市区町村に転入・転居届を出すときは、通知カード又は個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更し裏面に新住所を記載します。それ以外の場合でも、通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

個人番号カード・通知カードについて

名称	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード				
交付日等	平成27年12月末まで交付可	申請した方に平成28年1月以降交付	住民登録のある方すべてに10月以降送付				
様式	住民票コード（11桁）に対応	個人番号（12桁）に対応	個人番号（12桁）に対応				
	住民票コードは券面に記載なし	個人番号を券面に記載（裏面）	個人番号を券面に記載				
	顔写真は選択制	顔写真を券面に記載	顔写真なし				
	プラスチック製（ICチップあり）	プラスチック製（ICチップあり）	紙製（ICチップなし）				
作成 交付	申請時（代理OK）と交付時本人来庁	交付申請書を郵送、交付時1回来庁	簡易書留で送付のため来庁必要なし				
	暗証番号入力あり	暗証番号入力あり					
	人口3万人未満は委託可能	全市区町村が共同で委任	全市区町村が共同で委任				
	手数料→ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">住民基本台帳カード500円 公的個人認証 500円</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">が主流</td> </tr> </table>	{	住民基本台帳カード500円 公的個人認証 500円	}	が主流	手数料→ 無料（電子証明書含む）	手数料→ なし
	{	住民基本台帳カード500円 公的個人認証 500円	}	が主流			
交付事務は自治事務	交付事務は法定受託事務	交付事務は法定受託事務					
有効期間	発効日から10年、電子証明書（署名用）は3年	発効日から申請者の10回目の誕生日まで	なし				
	15歳未満については、署名用電子証明書を原則として発行しない。（実印に相当するため。）	（20歳未満は申請者の5回目の誕生日まで）					
		電子証明書（署名用・利用者証明用）は発効日から5回目の誕生日まで					
		15歳未満については、署名用電子証明書を原則として発行しない。（実印に相当するため。）					
利便性	身分証明書としての利用が中心	身分証明書として利用	行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能（番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要）				
		個人番号を確認する場面で利用（就職・転職・出産育児・病気・年金受給・災害等）					
		市区町村・都道府県・行政機関等による付加サービスの利用					
		電子証明書による電子申請・取引等に利用					

格納される暗証番号

名称	性質	利用方法等	暗証番号
①署名用電子証明書(既存)	インターネットで電子文書を送信する際などに用いて文書が改ざんされていないか確認する仕組み	e-taxの確定申告等に使用	英数字 6 文字以上16文字以下 数字・英字いずれか一方でもよい。
②利用者証明用電子証明書(新規)	インターネットを閲覧する際などに用いて利用者本人であることのみを証明する仕組み	マイナポータル(平成29年1月利用開始)のログイン等、本人であることの認証手段として利用	4桁の数字
③住民基本台帳用暗証番号	住民票コードを記録	住基ネット事務のために住民票コードが必要なとき	4桁の数字 利用者証明用電子証明書と統一設定も可能
④券面事項入力補助用暗証番号	個人番号、4情報、個人番号と4情報を記録	個人番号や4情報を確認したいとき	4桁の数字 利用者証明用電子証明書と統一設定も可能

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式（案）

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○○県 ■■■市△△町◇丁目○番地
▽▽号

平成 5年 3月 31日生 性別 女 □□市長
発行 平成27年10月NN日 1234567890

製造管理番号

(キリトリ)

個人番号カード交付申請書		申請書ID	
兼 電子証明書発行申請書		1234 5678 9012 3456 7890 123	
NNNNNN市長 様		個人番号	
(地方公共団体情報システム機構 宛)		1234 5678 9012	
氏名*	番号 花子		
住所	○○県 ■■■市△△町◇丁目○番地▽▽号		
生年月日	平成 5年 3月 31日	性別	女
※ 代替文字情報			
電話番号	外国人住民 の区分		
在留期間等 満了日の有無	N	在留期間等 満了日	
右欄の点字表記を希望する <input type="checkbox"/>		バンゴウ ハナコ	
※ 最大11文字まで(濁点等は1文字)			

※ 上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。

右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から
交付の申請ができます。

(キリトリ)

申請者 ID	1234 5678 9012 3456 7890 123
-----------	---------------------------------

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

● この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。

● 法外で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

● このカードを他人に貸与または譲渡することはできません。

● このカードを拾得された方は、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ☎ 00-XXXX-XXXX

(キリトリ)

表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。

○ 署名用電子証明書※ ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

○ 利用者証明用電子証明書

顔写真貼付欄

サイズ

(縦4.5cm×横3.5cm)

- ・最近6か月以内に撮影
- ・無帽、正面、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

代理人記載欄	ふりがな	本人との関係
	代理人氏名(自署)	印
	代理人住所	(電話番号:)

【ご注意】表面の記載事項のうち、印のふりかき項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

(キリトリ)

● 申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

※ 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管願います。

マイナンバー

(表)

(裏)

② 条例の改正について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）」の施行に伴い、必要となった次の条例3本について整備を行いました。

- ア 伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- イ 伊達市個人情報保護条例
- ウ 伊達市手数料条例

なお、アの条例については、平成27年3月に条例が制定され、9月に一部が改正されました。

また、イ及びウの条例については、平成27年9月に一部が改正されました。

各条例の制定及び改正の内容は、次のとおりです。

ア - 1 伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第1号）の概要

1 制定の趣旨

マイナンバー法に規定されていない業務のうち、本市の事務の遂行に必要な業務について個人番号及び特定個人情報（以下「個人番号等」という。）の利用を可能とするため必要な事項を定める条例を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 定義

マイナンバー法に基づき用語の意義を定めている。

(2) 市の責務

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する市の責務を定めている。

(3) 個人番号等の利用範囲

個人番号及び特定個人情報を利用できる事務を定めている。

(4) 施行期日

マイナンバー法の施行の日

ア - 2 伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第27号）の概要

1 改正の趣旨

マイナンバー法に規定されていない本市独自の事務について追加するほか、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 別表に個人番号等の利用及び連携が必要な本市独自の事務を加える。

(2) 別表に特定個人情報を提供することができる機関、事務等を規定する。

(3) 法の施行日が政令により規定されたことから、附則中、施行日を平成28年1月1日と定め、併せて経過措置を設けて、条例の施行日前に準備行為ができるように規定した。

イ 伊達市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の概要

1 改正の趣旨

マイナンバー法第31条の規定に基づき、個人番号を含んだ個人情報（以下「特定個人情報」という。）に関し、国に準じた保護措置を講ずるため、条例改正を行うものである。

2 改正の内容

マイナンバー法の規定に基づく以下の規定の整備を行う。

- (1) 特定個人情報に関連する定義を追加する。
- (2) 特定個人情報の目的外利用の制限及び特例並びに提供の制限に関する規定を追加する。
- (3) 特定個人情報の開示等の請求者に関し、本人の委任代理人を追加する。
- (4) 特定個人情報のうち情報提供等記録の訂正に係る通知先に関し、総務大臣等を規定する。
- (5) 特定個人情報の利用停止請求権に関し、適用規定を追加する。
- (6) 他の法令等による個人情報の開示に関し、特定個人情報については適用しない旨を規定する。

ウ 伊達市手数料条例の一部を改正する条例（平成27年条例第29号）の概要

1 改正の趣旨

マイナンバー法の施行に基づき、平成27年10月から住民票を有する市民全員に「通知カード」が順次送られ、平成28年1月からは、本人の申し出に基づき顔写真付の「個人番号カード」の交付が開始される。

各カードの初回交付手数料は国が費用を負担するため無料となるが、滅失、盗難等により再交付する際の手数料については国の負担がないことから、総務省の示す基準額を手数料として定めるため、条例改正を行うものである。

また、個人番号カードの交付開始に伴い、現在交付されている「住民基本台帳カード」の交付が平成27年12月をもって終了するため関係規定を削る。

2 改正の内容

- (1) 別表において通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定める。
- (2) 別表及び附則中住民基本台帳カードに関する規定を削る。